

令和4年度 西伊豆町教育委員会第2回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和4年5月18日（水） 午前11時～午前11時30分
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、森本仁子委員、眞野有吏委員、影山やえみ委員
[事務局 眞野隆弘、山本みち代、土屋千春]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和4年度第2回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和4年4月15日開催の第1回定例会の議事録については、私と森本委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、高橋委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（高橋委員：了解）

教 育 長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第2号議案「西伊豆町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

眞 野：それでは第2号議案をご覧ください。「西伊豆町社会教育委員の委嘱について」ですが、各団体の代表者変更に伴い、新たに委嘱する必要があることから提案をさせていただくものでございます。社会教育委員の委嘱につきましては、教育長に対する委任事務ではありませんので、今回教育委員会にお諮りするものでございます。委嘱する委員は、お配りしました別紙資料をご覧ください。令和4年度社会教育委員名簿ということで、今回役員さんが代わったところは、備考欄に改選と書かれている方が代わりました。任期は前任者の残任期間ということで令和4年5月1日から令和5年4月30日までとなっております。今回代わられない方については、2年の任期となります。説明は以上です。

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第2号議案「西伊豆町社会教育委員の委嘱について」賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第2号議案については可決されました。続きまして、第3号議案「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

眞 野：それでは、第3号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号、並びに西伊豆町教育長に対する事務委任

規則、第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由につきましては、担当の山本からご説明いたします。

山 本：それでは、第3号議案、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。この規程は、小中学校における校務処理及び執務要領において、規定しておりますが、賀茂地区統一の学校処務規程条文及び様式の見直しを行ったことにより、その内容の一分を改正したいものでございます。資料7ページの新旧対照表をご覧ください。第19条及び第20条、第22条、第25条、資料11ページ第31条及び第38条につきましては、送り仮名や句読点を改正するものとなります。資料8ページです。第23条第2号の条文を静岡県教育委員会処務規程において、「母子手帳等の写し」としていることから、県と同様に「母子手帳の写し等」に改めます。第26条は、様式第58号の改正に伴いして、様式名を改めます。第29条の条文を「校長は、職員が地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当するとき」に改め、該当様式を様式第58号に改めます。第30条は全部改正となり、特別休暇からの復帰・復職の際、必要な書類を規定しております。続きまして、資料13ページ別表第2です。こちらは第5号及び第9号、第17号、第18号、第20条の句読点を「及び」に改めます。資料14ページ別表第3です。別表第3につきましても、全部改正となっておりますが、内容は変わらず、送り仮名等を改めます。資料15ページ別表第4は、区分2の「(結核による休職の場合は3箇月毎)」を「(休職の場合は3か月ごと)」に改めます。資料17ページ、様式第44号及び第45号、第58号を改め、様式64号及び様式第65号を削除します。最後に附則です。資料5ページにお戻りください。1 この規程は、令和4年4月1日から施行します。以上簡単ですが、第3号議案の説明とさせていただきます

教 育 長：早くてわからない。もう一度内容の説明をしてください。

山 本：それでは、第19条、20条、22条、25条、31条、38条につきましては、送り仮名や句読点など、字句の訂正が主な改正内容となります。同じく、資料13ページの別表第2や別表第3のこちらも内容は変わらず、字句の訂正となります。資料8ページの第23条第2号につきましては、静岡県教育委員会処務規程に合わせた内容となっております。

高橋委員：賀茂地区統一の提案理由で、統一したということで良いのか。届出用紙が違って困るのでそれと統一したということでよいのか。

山 本：そのとおりです。

教 育 長：その他、ご質問等ございませんか。それでは、第3号議案「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第3号議案については可決されました。続きまして、第4号議案並びに第5号議案は、個人の情報や議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により

秘密会として審議したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員：挙手全員)

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第4号議案並びに第5号議案は、秘密会といたします。第4号議案の「令和4年度準要保護児童生徒の追加認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、第4号議案をご覧ください。こちらは、学校教育法第19条の援助措置規程及び西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱第2条に基づき、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒として認定してよいか提案するものでございます。提案理由としては、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるためでございます。詳細については、担当の土屋からご説明いたします。

土 屋：資料説明

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教 育 長：それでは、第4号議案「令和4年度準要保護児童生徒の追加認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第4号議案については可決されました。続きまして、第5号議案の「令和4年第2回西伊豆町議会定例会（6月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、第5号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。では、別紙資料によりご説明いたします。

真 野：資料説明

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教 育 長：それでは、第5号議案の「令和4年第2回西伊豆町議会定例会（6月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第5号議案については、可決されました。これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもって令和4年度第2回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。